

令和6年度 太良町職員採用統一試験公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定に基づき令和6年度 太良町職員採用試験を次のとおり実施します。

なお、第一次試験は、佐賀県内の市町・一部事務組合と統一して実施し、第二次試験は本町において行います。

令和6年6月28日

太良町長 永淵孝幸



1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務	3人	各部局において一般事務に従事します。
土木	1人	各部局において専門的職務に従事します。
保健師	1人	各部局において専門的職務に従事します。

2 採用予定年月日

試験区分	採用予定年月日
一般事務	令和7年4月1日
土木	令和7年4月1日
保健師	令和7年4月1日

3 受験資格

試験区分	要件
一般事務	・平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
土木	・昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
保健師	・昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、保健師免許の取得者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者

学歴は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな

るまでの者

(3) 本町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

令和6年9月22日（日曜日） 午前9時30分 集合

イ 試験会場

佐賀市緑小路1番1号 佐賀県立佐賀工業高等学校（予定）

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
一般事務 及び保健師 (専門試験なし)	教養試験	120分 10:00~12:00	高校卒業程度の一般的知識及び知能についての5肢択一式40題の筆記試験（出題予定分野は別表のとおり）
	性格特性 検査	20分 12:20~12:40	公務員に求められる規範性・指導性・積極性等の6つの基本的な性格特性をみる3肢択一式150項目の検査
土 木 (専門試験あり)	職務能力 試験	60分 10:00~11:00	基礎的な内容についての4肢択一式60題の筆記試験（出題予定分野は別表のとおり） ※特別な対策や勉強は不要です。
	職務適応 性検査	20分 11:20~11:40	公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面からみる4肢択一式150項目の検査
	専門試験	90分 13:20~14:50	高校卒業程度の専門的知識についての5肢択一式30題の筆記試験（出題予定分野は別表のとおり）

別表 出題予定分野一覧表

【教養試験】

試験区分	出題予定分野一覧
一般事務 及び保健師	・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題） ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20題） ※古文、哲学、文学、芸術等、国語の出題はありません。
土 木	・論理的に思考する力、文章を性格に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題。 ※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだこと）やニュース等で報道された内容が出題されます。

※特別な対策や勉強は不要です。

【専門試験】

試験区分	出題予定分野一覧
土木	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工（30題）

エ 第一次合格者発表

令和6年10月上旬（予定）に、合格者を本町役場に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和6年11月上旬に行う予定です。

日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
全試験区分共通	作文試験	60分	思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
	面接試験	20分程度	職員として適する人物かどうかを評価する個別面接

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

令和6年11月下旬に本町役場に掲示するほか合格者に通知します。

5 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、それぞれ試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。

名簿の有効期間は、令和7年4月1日から原則として一年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うこととなりますが、特定の勤務地、勤務箇所を強く希望している場合又は成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

6 給与・福利厚生等

(1) 給与は、原則として高校卒業者は行政職1級5号給（現行給料月額166,700円）、大学卒業者は行政職1級21号給（現行給料月額187,800円）が支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

- (2) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、本町役場で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続

申込書に必要事項を記入し、写真欄に令和6年4月以降に撮影した本人の写真を貼って、本町役場総務課に提出してください。

(3) 受付期間

令和6年7月16日（火曜日）から8月20日（火曜日）まで、土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送の場合は、令和6年8月20日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 問い合わせ先

太良町役場 総務課 庶務人事係

〒849-1698

住 所 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

電 話 （代表）0954-67-0129